

平成24年6月13日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受けました。平成24年10月1日から施行し、受信料を値下げするとともに、視聴者の皆さまの利便性向上と営業活動の効率向上をめざしてまいります。

【主な変更点】

○放送受信料額の改定

「平成24年度 収支予算、事業計画」に記載し国会承認を受けた「受信料額の値下げ」に伴い、受信規約を変更します。

(例) 口座・クレジットで2か月ごと支払いの場合

| | 〈現行〉 | | 〈改定後〉 | |
|------|----------|---|--------|--------------------|
| 地上契約 | 月額1,345円 | ⇒ | 1,225円 | 《月額120円(8.9%)の値下げ》 |
| 衛星契約 | 月額2,290円 | ⇒ | 2,170円 | 《 〃 》 |

※前払いにより平成24年10月以降の受信料をお支払いいただいている場合、値下げ分を次回お支払い分に充当させていただきます。

○電話等によるお届けで、放送受信契約書の提出が省略可能に

放送受信契約の締結にあたり、電話やインターネット等の通信手段を利用し、所定の方法で氏名・住所等をお届けいただいた場合、書面による放送受信契約書の提出を省略できるようします。

(NHKはその後、受信契約者に対し、お届け内容を確認していただくための通知を行います)

○公共機関への調査等で確認できた場合、NHKへの住所変更届が省略可能に

受信契約者が転居した場合はNHKへの住所変更届のお届けが必要ですが、NHKが法律に基づく公共機関への調査等を通じて住所変更等を確認できた場合、NHKへの住所変更等の届け出を省略できるようにします。

(NHKはその後、受信契約者に対し、住所変更等の取り扱いを行った旨の通知を行います)

このほか、

○多様化する決済サービスへの対応を視野に、受信料立替払いの取扱事業者を、現行のクレジットカード会社以外にも拡大できるよう、規約を変更

○白黒受信機のみを設置している受信契約者に普通(白黒)契約または衛星普通(白黒)契約を適用する経過措置を平成25年3月31日で終了

などの変更を盛り込んでいます。